

令和3年大和市農業委員会第6回総会議事録

令和3年6月28日（月）午前10時開会

大和市役所5階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1番 古木利明委員	9番 眞壁浩二委員
2番 柏木明委員	10番 遠藤一直委員
3番 渡邊カク委員	11番 田邊義之委員
4番 青木裕一委員	12番 木村賢一委員
5番 小川道子委員	13番 上野岩雄委員
6番 長谷川慶太郎委員	15番 岩崎敏博委員
7番 池田俊一郎委員	16番 荒井隆幸委員
8番 山口喜充委員	

2. 本日の欠席委員

14番 保田嘉一委員

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長	前田 剛司
次長	岸田 靖雄
主査	高田 直樹
主査	中川 雅美

4. 本日の議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 報告第23号 農地法第3条の3の規定による届出について

日程第4 報告第24号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

日程第 5 報告第 25 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による所有権移転の届出
について

日程第 6 報告第 26 号 非農地証明について

日程第 7 議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用
地利用集積計画について

日程第 8 議案第 9 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

報告第 23 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 24 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について

報告第 25 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による所有権移転の届出について

報告第 26 号 非農地証明について

議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積
計画について

議案第 9 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

午前10時00分 開会

○議長 ただいまの出席委員は15名でございます。保田委員が来られていませんが、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和3年6月大和市農業委員会第6回総会を開会いたします。

議事日程はお手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、4番、青木裕一委員、5番、小川道子委員を指名します。

○議長 日程第2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 総会資料1ページをごらんください。

5月19日、神奈川県常設審議委員会が開催され、小菅前会長が出席されました。

5月24日、大和市農業委員会初総会が開催されました。

5月31日、会長と会長職務代理が市長及び市議会正副議長を訪問し、就任のあいさつをされました。

6月4日、大和市経営生産対策推進会議が書面で開催され、会長が参加されました。

6月8日、神奈川県農業委員会女性協議会第10回総会が書面で開催され、渡邊委員が参加されました。

6月16日、神奈川県常設審議委員会が開催され、会長が出席されました。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件について、ご意見等何かございますか。

それでは、諸報告について私から2件ほど説明いたします。

まず、6月4日、大和市経営生産対策会議ですが、こちらは書面で開催されました。議題は、農業経営改善計画の認定についてで、認定農業者としては5年ごとの再認定がございます。今回は8名の方の内、1名取り下げがございまして7名ということになりました。なお、現在認定農業者については30名と聞き及んでおります。

次に、6月16日の神奈川県常設審議委員会は産業貿易センターで行われました。農地法第5条の規定に基づく諮問が2件ございました。内訳は農地造成一時転用が1件、資材置き場に関する諮問が1件。いずれも承認されております。

委員会終了後、全国農業新聞普及優秀農業委員会表彰が行われました。秦野市と藤沢市、大和市がそれぞれ受賞しました。

以上でございます。よろしいですか。

(発言者なし)

○議長 それでは、次に進めさせていただきます。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第3、報告第23号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題に供します。事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、報告第23号についてご説明いたします。議案書の1ページの2件がございました。相続により所有権を得たものです。事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

本日は初めての総会ですので、補足説明をさせていただきます。

この後に続く報告第24号、報告第25号も含めまして共通なのですが、前月に提出された届出について翌月の総会時に報告しております。よって、今回の案件は5月中に提出されたものでございます。また、この届出については書類審査のみでございまして、農業委員の立ち会い、また現場での立ち会い等はございません。

報告第23号の農地法第3条の3の規定による届出とは、相続により権利を設定する場合に出されるものです。そして、後に続きます報告第24号の農地法第4条の規定による届出とは、所有者が自ら転用する場合、報告第25号の農地法第5条の規定による届出とは、所有権移転、使用貸借、賃貸借等、所有者が所有者以外の方に権利を設定して転用する場合に出されるものです。また、報告第24号、25号は、市街化区域内の農地に限って提出される届出になります。例えば、既に転用されていた場合であっても、登記地目が畑または田の場合には提出されるものです。補足説明は以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。本件について質疑、

意見はございますか。木村委員。

○木村委員　これは相続により取得した場合の届出であるということですが、取得が令和元年9月とあり、約2年弱たっているようですが、届出の期間に関する規定はありますか。

○議長　事務局、お願いします。

○事務局　相続がありましたら届出をしてくださいという形になっています。一応、罰則規定はあるのですが、届出をせず、また虚偽の届出をしていたものは10万円以下の過料に処すという形になっていまして、今回については、この後に諮ります議案の中にある農地の貸し借りの件で、貸している方ということだったので、そのときに地権者が亡くなっていたという事実が発覚しまして、3条の3が未提出ということで、急いで出していただきましたが、ご本人は、出さなければならないということをご存じなかったようです。

○議長　よろしいでしょうか。

ほかに何か質疑、意見はございますか。

(発言者なし)

○議長　それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長　日程第4、報告第24号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について及び日程第5、報告第25号、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局　それではご説明いたします。

報告第24号については議案書2ページの5件が、報告第25号については議案書3ページの4件がございました。案内図は総会資料の5から7ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長　事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。木村委員。

○木村委員 報告第24号の2番、3番。これは総会資料の5ページでNo.2とNo.3になるかと思うのですけれども、また、この転用目的は、木造2階建ての一般住宅が合計2棟作るということですが。このNo.3の入口が3メートル弱ぐらいで、この手前も個人宅が、2軒あります。そこの奥の場所になるかと思うのですが、この入口の3分の2ぐらいのところにブロック塀があり、入口が非常に狭いです。要するに奥に2軒つくる場合、かなり入口が狭い状況です。実際転用で許可する際の開発審査などの確認がされておられるようであれば、お聞かせ下さい。

○議長 事務局。

○事務局 現状、既にお家が建っているという形なのですけれども、2つ書いてしまったのでちょっと混乱させてしまって申し訳ございませんが、実際は木造建築1棟という形で、2棟ではなくて1棟です。

主として奥の土地に建てるのですが、通路みたいに細長くなっているNo.3の用地、ここにもお家の建物が引かかるという形で「木造2階建1棟」という表現が2つ並んでしまったのですけれども、ここのつながっている土地に建てる家としては1棟になります。

○木村委員 では、合計1棟。

○事務局 そうです。

○議長 よろしいですか。ほかに何か質疑、質問ございますか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第6、報告第26号、非農地証明についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第26号についてご説明いたします。議案書は4ページ、総会資料は8、9ページをごらんください。

非農地を証明した土地、申請人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。申請地は総会資料8ページの斜線で示した土地となります。面積は合計で252㎡となります。登記地目は畑、課税も畑となっておりますが、資産税課に確認

したところ、分筆前の筆、北側と西側の筆ですが、それを囲むように道路に接する部分も含めてもともと1つの筆でございました。その部分が今回の申請部分、この斜線になった部分が附属の建築物かつ一部分であったため畑で判断しているということでした。現在はこの図のとおり分筆され、附属倉庫及び住宅敷地として利用されております。

現地確認につきましては、3月19日に事務局、眞壁委員、青木委員、関水委員及び申請人立ち会いのもと状況を調査いたしました。

農地の区分については、第3種農地と判断いたしました。申請地の現況は、位置、面積、形状等から見て農地の用に供することができないものであり、農地に復元することが困難で、周辺農地に支障を生じるおそれがなく、過去10年以上違反転用として追及されておらず現在に至っております。また、今後も違反転用として追及することが見込めないことから、神奈川県農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に規定する非農地の定義を全て満たしているため、会長専決により非農地証明したことをご報告いたします。

なお、非農地の定義につきましては、本日お配りしましたこの緑の冊子、農業委員会実務資料の20ページに概要が書かれておりますので、ご参照いただければと思います。以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いいたします。眞壁委員、お願いします。

○眞壁委員 3月19日に現地にて、私と青木委員、関水委員と事務局で、申請人とお会いし現地を確認いたしました。事務局から説明があったとおり、今回の非農地証明については、現況よりやむを得ないと考えます。

以上でございます。

○議長 地元委員の説明が終わりました。これより質疑に入ります。本件について質疑、ご意見等はございますか。長谷川委員。

○長谷川委員 附属の倉庫という利用条件について記載があるのですが、この附属の倉庫というのは、恐らく西側の方のご自宅だと思っておりますが、その附属の倉庫ということなののでしょうか。それとともに、中身はどういった利用をさ

れているところだったのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 長谷川委員のとおり、西側の住宅の附属倉庫ということになります。中身につきましては、農業用倉庫ではなくて通常の倉庫というような、物置ですね、そのような形で使われていたという形でございます。

以上になります。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 通常の物置として利用されていた場合に、感覚的に畑のものとして使っていないものに対して畑の課税で済んでいたというのは、ちょっと何か納得いかないところもあるのですが、そのあたりはどのようなのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 私もそこら辺は気になりましたので、資産税課のほうに確認したところ、申請地部分と、あと白地になっている西側の住宅地を除いての部分、枝地になっている部分ですね。この枝地になっている白地の部分につきましては畑として見ているという形で、含めて全体が畑、もともと1筆だったので、全体を含めて1筆として、そこなので、全体に対して大きくない建物かつ昭和20年代からある建物でございますので、課税上、資産税課としては、全体の状況を見て畑であると判断したと聞いております。以上です。

○議長 長谷川委員、よろしいですか。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○議長 ほかに、質疑、ご意見等ございますか。

(発言者なし)

○議長 ないようでしたら、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第7、議案第8号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを議題に供します。

受付番号1番について、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 議案第8号、受付番号1番についてご説明いたします。更新の案件となります。議案書は5ページ、資料は10、11ページとなります。

大和市長から、令和3年6月7日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。申請により使用貸借による権利を設定する土地の面積は1,000㎡です。場所は資料の10ページをご参照ください。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。令和3年7月1日から令和6年6月30日までの3年間、使用貸借による権利を再設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、5,065㎡を経営しております。農業経営者1名で農業経営を行っております。

令和3年6月7日に地元の眞壁委員と事務局とで現地へ赴き、借人、貸人の子と立ち会い現地確認を行っております。

以上の計画内容は、借人の経営状態、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

各要件につきましては、実務資料、先ほどの緑の冊子の9ページに概要が記載されております。ご参照いただければと思います。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 受付番号2番から4番について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第8号、受付番号2番から受付番号4番まで、借人が同一のため一括してご説明いたします。議案書5ページ、資料は12ページから16ページになります。大和市長から、令和3年6月9日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。

受付番号2番についてご説明いたします。資料は12ページから13ページになります。こちらは、賃貸借権を設定する土地の面積でして、2,138㎡になり、今回も更新となります。場所は、資料12ページをご参照ください。

続いて、受付番号3番及び受付番号4番についてですが、資料は14ページから16ページになります。使用貸借による権利を設定する土地の面積は、まず、受付番号3番が280㎡、受付番号4番が1,170㎡になり、こちらも更新となります。場所は資料14ページをご参照ください。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は記載のとおりです。令和3年7月1日から令和4年6月30日までの1年間、利用権を継続して設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し1万4,857.5㎡を経営しています。

農業経営者1名、農業専従者1名及び農業補助者1名の計3名で農業経営を行っております。

令和3年6月9日に地元の荒井委員及び農業委員会事務局、借人と貸人で現地を確認を行っております。

以上の計画内容は、いずれも経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いいたします。受付番号1番について、眞壁委員、お願いします。

○眞壁委員 6月7日に私と事務局職員で現地に赴きました。借人及び貸人のお子さんとお会いし、現地を確認いたしました。現地は露地野菜が栽培され、良好に肥培管理されており、特に問題ないと思います。以上でございます。

○議長 次に、受付番号2番から4番について、荒井委員、お願いします。

○荒井委員 6月9日に現地に私と事務局職員で赴きました。受付番号2番について、借人、貸人と現地を確認いたしました。また、受付番号3番と4番について、借人と貸人と現地を確認いたしました。現地は露地野菜が栽培され、いずれも良好に肥培管理されており、特に問題ないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。地元委員による説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について、質疑、意見ございますでしょうか。長谷川委員。

○長谷川委員 1と2、3、4と契約の期間ですけれども、1に関しては3年、2、3、4に関しては1年ずつと、長くされるようであればより長い期間で契約したほうがいいと思うのですけれども、まず1年と短く区切った理由は何かあるのでしょうかというのが1つ。

それと、総会資料の14ページの地図を見ますと、今回の場所ですけれども、2つとも^{いにようち}囲繞地になっているので、通作はどのようにして行われるのか。写真を見ますと、きれいに耕作されているので実際はできる状況にあると思うので

すが、ほかの畑を通過して行くのか、農道がどこかに通っているのか、どうなの
でしょうかというのが1つ。

最後に、権利の種類のところ、賃貸借権の設定というものと使用貸借権設定
という2種類あるのですけれども、この違いについて教えていただければと思
います。

○議長 事務局。

○事務局 まず、契約の期間が1年になったということの経緯からご説明させてい
ただければと思います。本来でしたら3年単位で更新をと思っていたのですけれど
も、借人の方が持病をお持ちなのですね。ちょっとこのところだんだん悪化し
てきているというところを鑑みますと、体力的に徐々に衰えてきているような
形です。更新は難しいということで当初意向があったのですけれども、まだ体
が動かなくなってきたという自覚はあるのですが、やる気がないわけではない
ということと、既に作付を夏野菜等しかけておりますので、すぐにやめるの
ではなく、ここは1年間の更新でどうでしょうかということのお話でまとまっ
た次第です。ご本人は、借りている農地のほか、自分でお持ちの所有地も多い
ので、長い目で農業を続けていくための判断と受けとめています。

それから、中に入っている土地ですけれども、こちらの北側の土地と一括して
耕作されていらっしゃるの、そこから出入りのほうはされていらっしゃるいま
す。

それから、賃貸借と使用貸借の差ですけれども、賃貸の場合は賃料が発生する
のですが、使用貸借の部分については貸し出しということが原則ですので、こ
ちらはお金が発生しないという形で切り分けができております。

○事務局 すみません、補足です。

使用貸借権につきましては、お金が発生しないのではなくて、正式には固定資
産税以下の場合については使用貸借という形になっております。

以上です。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 14ページの地図ですけれども、これはどういうふうに通作されてい
るのでしょうか。

- 事務局　　ここまで通うのに、右側のほうにお家があるかと思うのですが、ちょっとだけ道路が食い込んでいるのですね。この後ずっと軽トラックが走れる分だけの通路がこの線に沿ってありまして、それで中まで入っていけるというような形です。
- 長谷川委員　　そこは利用権の設定とか特にせず、昔からの習慣で通っていいとなっている状況なのですか。
- 事務局　　そのような形で、グーグルですとか地図を見ても、うっすらと通路のような形のものが残っているというのですね。
- 議長　　よろしいですか。
- 長谷川委員　　わかりました。ありがとうございます。
- 議長　　他に質疑、意見ございますでしょうか。木村委員。
- 木村委員　　この1から4の利用権の設定ですが、契約期間が、それぞれ更新ですが3年と1年とあるわけです。そして、使用貸借と賃貸借ということであるわけですが、これは、要は借手と貸手の両者が合意すれば、それが基本になっているということよろしいのでしょうか。
- 議長　　事務局。
- 事務局　　基本的に、大和市の農業経営基盤強化促進法による利用権の設定につきましては、新規の場合については通常1年という形でやっています、継続の場合につきましては3年から5年という形でやっております。今回、受付番号1番につきましては、最初5年でどうですかという形で交渉したのですが、貸主のほうは3年にしてくれと、今までどおり3年にしてほしいということで、どちらも合意を得たということで3年となっております。それで、1年につきましても同じく、先ほども説明あったとおり、ちょっとこれ以上続けるのは厳しいので、1年で契約を終えさせてほしいということでございましたので、双方の合意を得たということで1年ということになっております。
- 議長　　よろしいですか。
- ほかに質疑、意見はございませんか。
- (発言者なし)
- 議長　　ないようでしたので、質疑を終結いたします。

これより議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを採決いたします。

受付番号1番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号1番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

受付番号2番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号2番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

受付番号3番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号3番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

受付番号4番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号4番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

○議長 日程第8、議案第9号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を議題に供します。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局次長 それでは、日程第8、議案第9号についてご説明申し上げます。議案書の6ページをごらんください。総会資料は17ページとなります。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてでございます。過去に、他市の農業委員会会長が、農地法違反と農地転用に係る収賄容疑で逮捕されるとい

う不祥事が続けて発生いたしました。こうした事態を受けまして、2年前に開催された令和元年度全国農業委員会会長・代表者集会において、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせを決議し、改めて農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことを確認いたしました。その申し合わせについては資料のとおりとなります。

言うまでもなく、農業委員会は行政委員会であり、法令遵守により公正公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。このことから、代表者集会の決議の趣旨にのっとり農業委員会等の綱紀の保持を徹底していくために、本市の農業委員会総会においても法令遵守の申し合わせ決議をするものでございます。

申し合わせ内容につきましては、若干補足させていただきますと、中段の1、農業委員会法第31条の議事の参与制限とは、農業委員ご自身または同居の親族、配偶者に関係する事項については、その議事、採決に参加することができない旨の規定となります。また、2の法令遵守を徹底するための研修等につきましては、今後、全国農業会議所が作成した研修ビデオなど、こういったものを活用いたしまして、機会を捉えまして研修を実施してまいりたいと考えております。2の法令遵守を徹底するための研修につきましては、前段で今日行ったような研修等も、今後定期的にも実施してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございませんか。

池田委員。

○池田委員 改めてお聞きしたいと思います。ただいま説明があったとおり、第31条には、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項、このようにありますが、その範囲ですけれども、これは民法上の定義でよろしいのでしょうか。例えば、配偶者を含めて6親等内とかあるかと思うのですけれども、この範囲についてはどのように規定がなされているのか、そこを改めてお聞きしたいと思います。

○議長 事務局。

○事務局 同居の親族と配偶者に関係する事項につきましては特に規定がないので、通常の民法上の規定という形で考えてよろしいかと思えます。本人側は血族で6親等以内、配偶者側は姻族で3親等以内が民法上の親族の規定となっておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長 池田委員。

○池田委員 そこで、いわゆる議案については制限が加えられているようでございますが、報告案件はどうですか。どこまで議事参与の制限が加えられているのか。明確にお話しできますか。

○議長 事務局。

○事務局 基本的に、報告事項につきましては、既に会長もしくは事務局長専決により決定した事項についてのご報告ということで、委員の皆様は、これをするべきではないかとか、そういったような意見はいただけますけれども、議事ということではないので、それに賛否ということは基本ありません。議案につきましては、それについて賛成、反対の意見を主張してもらおうということになりますので、それについて関係される方が議事に参与していると、どうしてもそれに関係する事項について発言しにくいとか、そういったこともございますので、その場合は、退席していただいて、自由闊達な意見を交換していただいて、それに対する賛否を宣言していただければということになりますので、議事参与の制限がかかってくるということになります。

以上です。

○議長 池田委員。

○池田委員 報告案件であっても、ご本人とか親族関係がいらっしゃる中で自由、闊達な意見ができるのか。この辺も研究材料になるのではないかと私は思います。ここら辺は研究していただければありがたいなど。自由、闊達な意見とあったので、報告案件についても、その辺今後研究されたいかがかと思えます。

○議長 ただいまの意見は、要望としておきます。よろしくお願いたします。

ほかに質疑、意見はございませんか。

(発言者なし)

○議長　　ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより、議案第9号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を採決いたします。

本件を原案どおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長　　挙手全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和3年6月大和市農業委員会第6回総会を閉会いたします。

午前11時00分　閉会